



再犯防止啓発月間ポスター
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】



令和5年版再犯防止推進白書の表紙
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】



再犯防止推進白書特設ページ

第5編 再犯・再非行

- 第1章 検挙
- 第2章 検察・裁判
- 第3章 矯正
- 第4章 保護観察
- 第5章 少年の再非行・再犯

第1章 検挙

政府は、平成28年12月に成立した**再犯防止推進法**やこれを受けた**再犯防止推進計画**等に基づき、これまで様々な再犯防止施策を実施してきたところ、今後も、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年3月、第二次再犯防止推進計画を閣議決定した。この編では、我が国における再犯の現状を把握するため、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向について概観する。

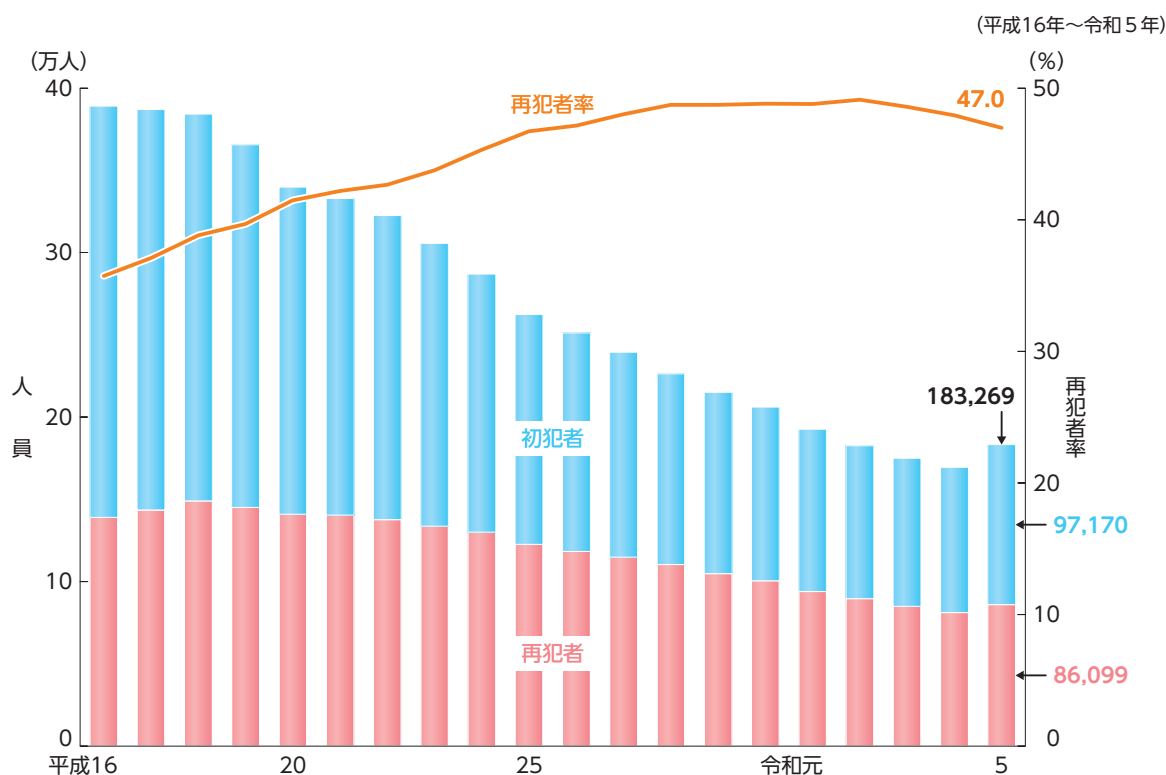


【再犯防止推進計画
特設ページ】

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-1-1図**のとおりである（再非行少年については、本編第5章1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあったが、令和5年（8万6,099人）は前年より6.1%増加した。他方、初犯者の人員は、平成12年（20万5,645人）を境に増加し、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けていたが、令和5年（9万7,170人）は前年より10.1%増加した。再犯者率は、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成9年以降上昇傾向にあったが、令和3年から3年連続で低下し、5年は47.0%（前年比0.9pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

■ **5-1-1図** 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



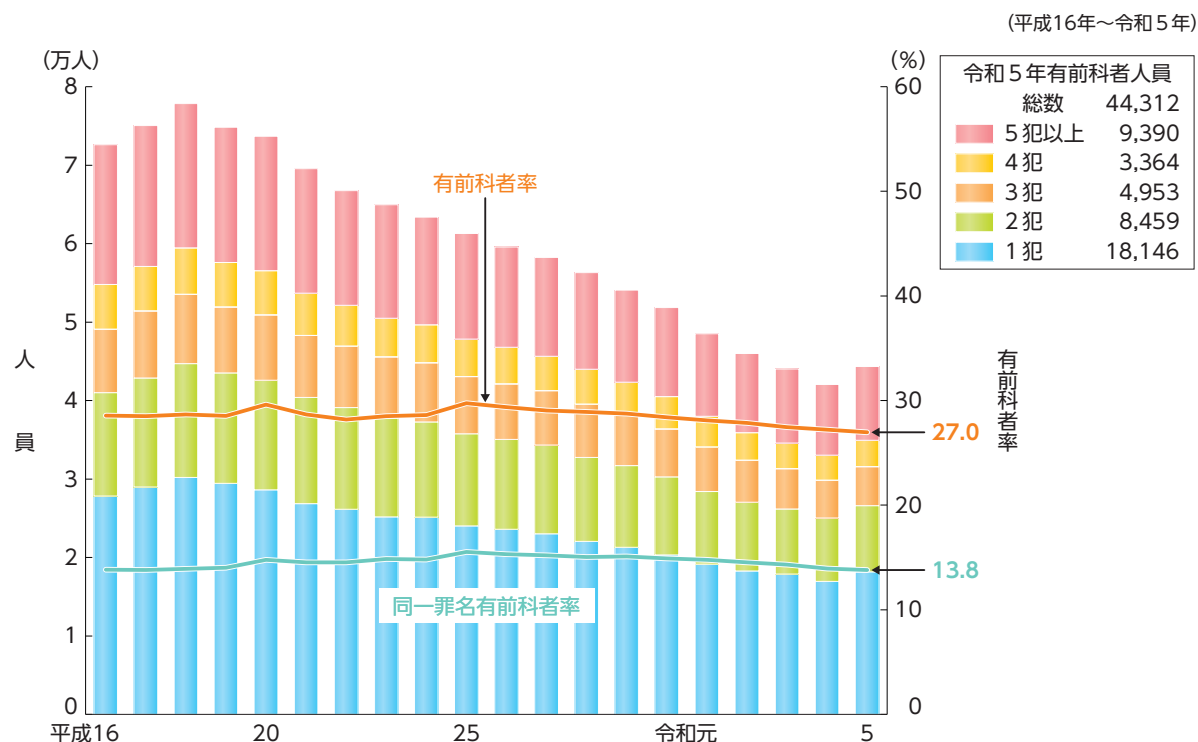
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者

刑法犯により検挙された20歳以上の者のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-1-2図**のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに令和4年まで減少し続け、5年は4万4,312人（前年比5.4%増）と増加したものの、20歳以上の刑法犯検挙人員総数が同様に増減していることもあり、有前科者率は、平成9年以降27～29%台でほぼ一定している。令和5年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も21.2%を占め、また、同一前科の有無別では、有前科者のうち、同一罪名の前科を有する者は51.1%であった（CD-ROM 参照）。

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和5年における20歳以上の刑法犯検挙人員の有前科者率を見ると、70.1%と相当高い（警察庁の統計による。）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、**4-3-2-10図③**参照。

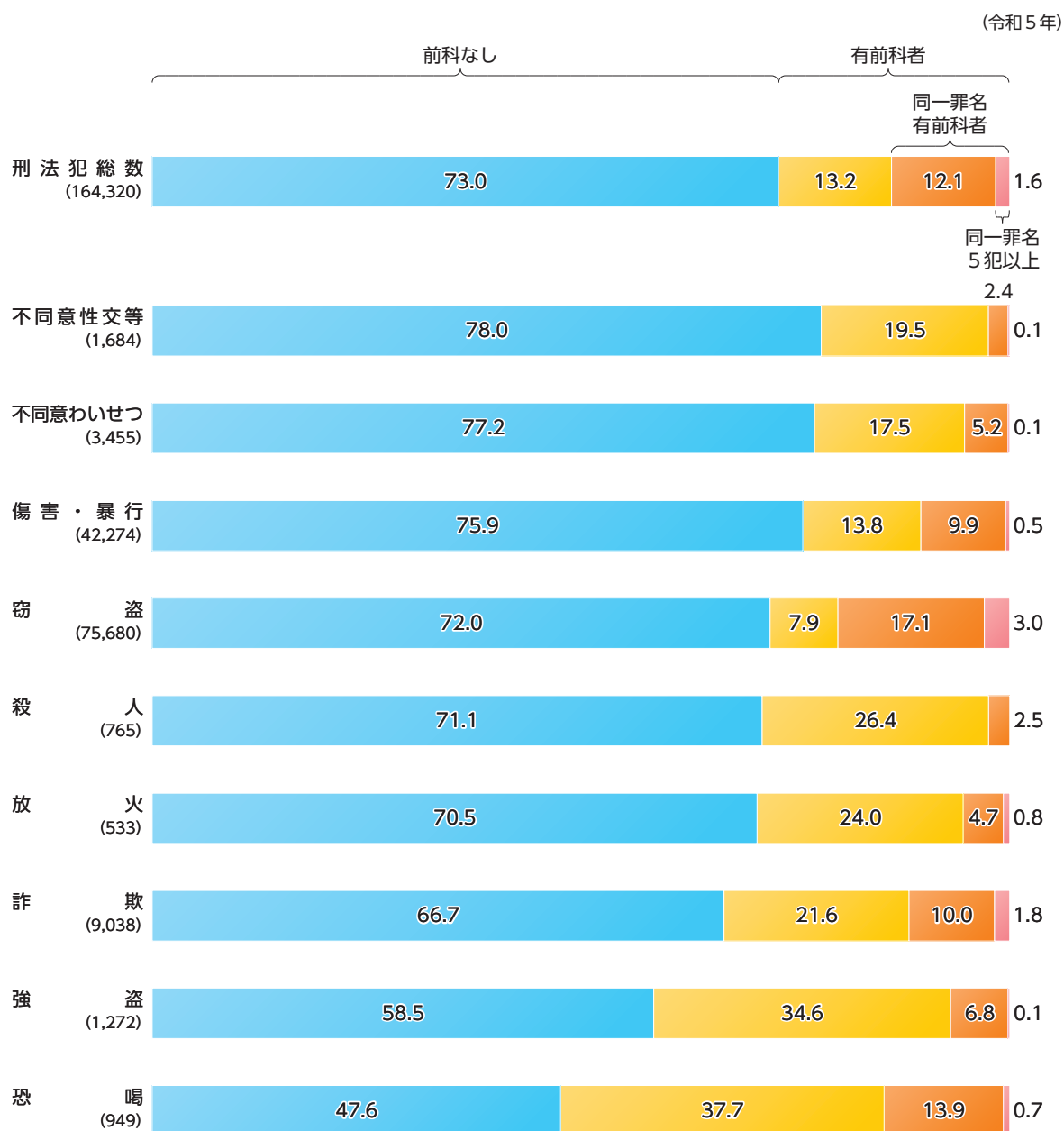
5-1-2図 刑法犯 20歳以上の検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める、同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-1-3図は、令和5年における20歳以上の刑法犯検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-1-3図 刑法犯 20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 () 内は、人員である。

3 薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

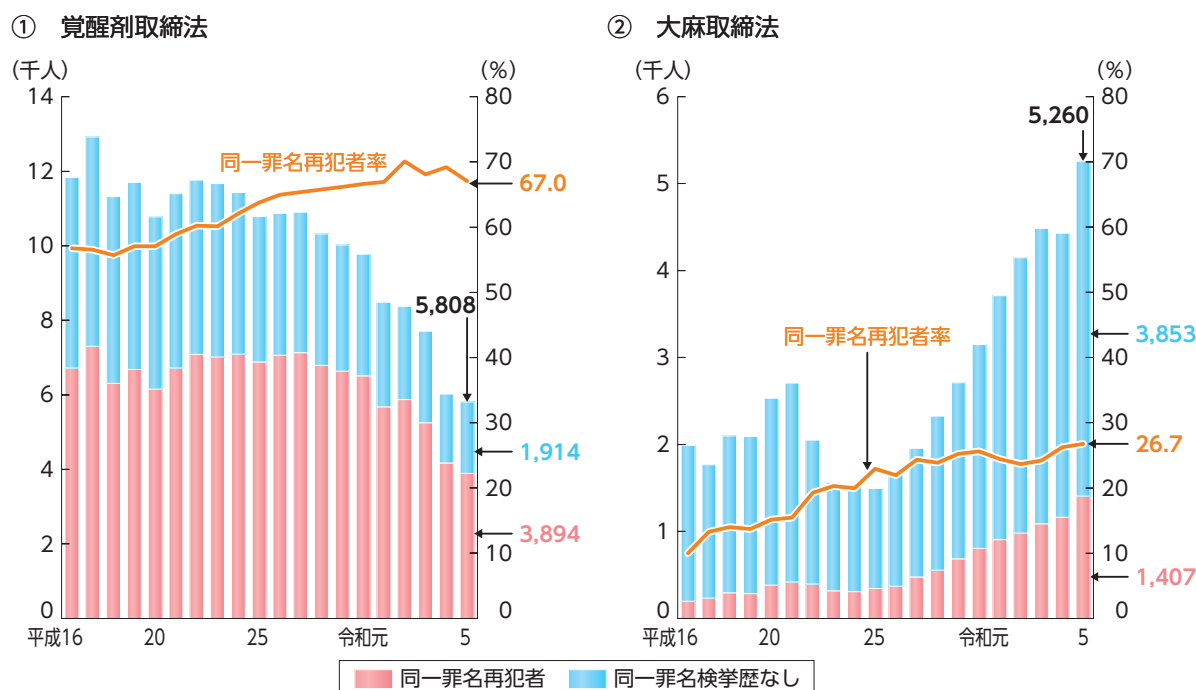
5-1-4図①は、20歳以上の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成24年以降上昇傾向にあったが、令和5年は前年比で2.2pt 低下した67.0%であった。

(2) 大麻取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-4図②は、20歳以上の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成17年（13.3%）から上昇傾向にあり、令和5年は前年比で0.5pt 上昇した26.7%であった。

5-1-4図 薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

(平成16年～令和5年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

3 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

4 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

コラム8 特別法犯の再犯者率 ～検挙人員を含めた動向から見てくる実態の一例～

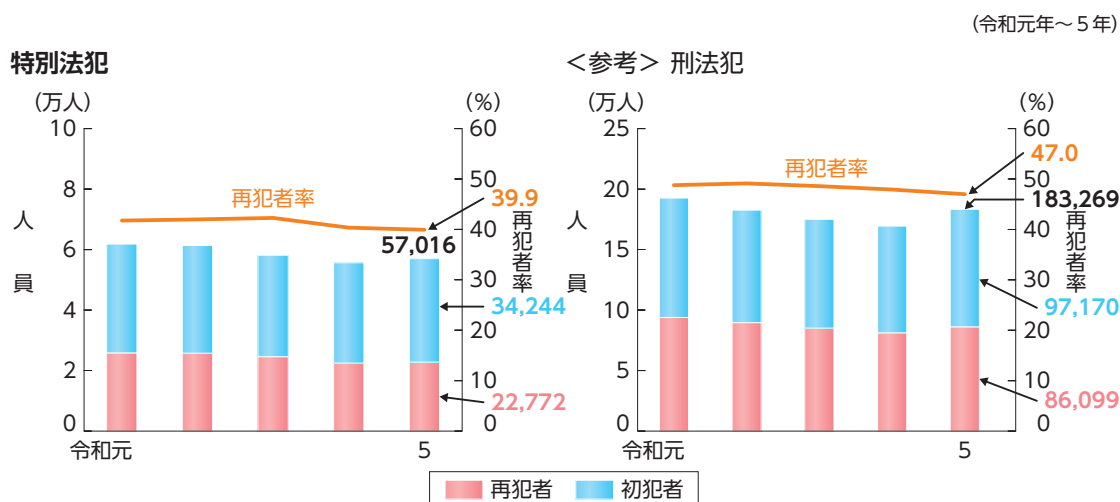
特別法は、その時々社会・犯罪情勢を踏まえて制定・改正されるものであり、特別法犯の再犯の状況を把握することは、今後の効果的な刑事政策を講じていく上でも重要である。

本章では、再犯の実態を把握するための指標の一つとして、刑法犯により検挙された者に占める再犯者（刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員の比率を「再犯者率」として、その推移等に言及しているところ（5-1-1図参照）、このコラムでは、特別法犯（交通法令違反を除く。以下このコラムにおいて同じ。）により検挙された者について、令和5年版犯罪白書に掲載した同様のコラムに引き続き、その再犯者の人員及び再犯者率の推移を概観する。その上で、再犯者率に係る分析の視点は様々あるところ、その解釈に当たって留意を要する点について、個別の特別法犯を例に取り上げて解説を行う。

特別法犯の再犯者率については、特別法犯により検挙された者に占める再犯者（特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員の比率とする。

図8は、特別法犯について、検挙人員及び再犯者率の推移（最近5年間）を見たものである。特別法犯により検挙された者のうち、再犯者の人員は、令和元年（2万5,818人）以降緩やかな減少傾向にあったが、5年は増加し、2万2,772人（前年比315人（1.4%）増）であった。また、その初犯者の人員についても、元年（3万5,996人）以降同様の減少傾向にあったが、5年は3万4,244人（同1,062人（3.2%）増）であった。再犯者率について見ると、特別法犯は、元年（41.8%）からおおむね横ばいであり、5年は39.9%（前年比0.4pt低下）であったところ、元年以降いずれの年においても、刑法犯の再犯者率（5年は47.0%）よりも約6～8pt低かった。

■ 図8



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
- 2 特別法犯における「再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 3 刑法犯における「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 4 各「再犯者率」は、各検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

法務総合研究所においては、令和2年版犯罪白書特集「薬物犯罪」等において、薬物事犯者については同種事犯を繰り返す者が少ないことを指摘しており、本章では、個別の特別法

犯の再犯者の状況として、覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反の同一罪名再犯者率（定義については、第3項参照）を取り上げている（5-1-4図参照）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、同一罪名再犯者率の推移を見ると、いずれも緩やかな上昇傾向にあり、令和5年は、それぞれ67.0%、26.7%であるが、検挙人員の推移を見ると、両者の意味合いは大きく異なり、数値の解釈に当たっては留意が必要である。まず、覚醒剤取締法違反では、同一罪名再犯者の検挙人員自体は平成12年（9,335人）をピークとして減少しており、令和5年は3,894人と、平成12年の4割程度に減少している。検挙人員そのものが減少しているにもかかわらず同一罪名再犯者率が上昇しているのは、同一罪名再犯者の検挙人員の減少幅が同一罪名検挙歴のない者の検挙人員の減少幅に比べて小さいことによるものといえる。他方、大麻取締法違反について見ると、同一罪名再犯者の検挙人員自体（令和5年は1,407人）は、同一罪名再犯者率が同年と同程度である平成30年（25.6%・806人）と比べると相当増加しているが、それが同一罪名再犯者率の大幅な上昇につながっていないのは、同一罪名検挙歴のない者の検挙人員も同様に相当増加していることによるものといえる（5-1-4図 CD-ROM 参照）。

なお、本編第5章1項においては、20歳未満の覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反についても、同一罪名再非行少年率の推移等を取り上げているところ（5-5-2図参照）、令和5年における同一罪名再非行少年率は、覚醒剤取締法違反では22.6%（前年比2.3pt 上昇）、大麻取締法違反では11.5%（同2.2pt 低下）であった。この数値のみを見ると、大麻取締法違反については、同一罪名再非行少年の検挙人員が減少したのではないかと楽観的に捉えられそうであるが、実際には増加（前年比15人（12.0%）増）している。他方、同法違反については、同一罪名検挙歴のない少年の検挙人員が大幅に増加（同295人（37.5%）増）しており、このことが、同法違反の同一罪名再非行少年率の数値に影響を与えているものであり、同一罪名再非行少年率の解釈には留意が必要である（5-5-2図 CD-ROM 参照）。

こうした一連の状況からは、覚醒剤取締法違反については、改めて再犯防止策が重要であること、また、大麻取締法違反については、再犯防止策が重要であることに加え、新たに大麻に手を出そうとする初犯者の増加を食い止めるための犯罪予防の施策を推進することも喫緊の課題であることが示唆される。この点、令和5年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した第六次薬物乱用防止五か年戦略では、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる各関係機関の連携を更に強化するため、「薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止」を目標に掲げ、また、特に大麻について、インターネット等を通じて、有害性がないとの誤った情報が流布している状況等に鑑み、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標に掲げており、前記で示した各統計は、これら施策の必要性を裏付けているといえる。

このように、特別法犯の再犯者率（少年については、再非行少年率）は、再犯の実態を把握するための指標の一つとして重要なものであるところ、個別の犯罪における再犯の実態を捉えるためには、単年の数値や再犯者率の傾向のみを評価するのではなく、その人員を含めた当該犯罪の全体の動向を見ることも必要である。

冒頭で述べたとおり、特別法は、社会や犯罪情勢等を反映したものである。今回焦点を当てた大麻取締法に関しても、若年層における大麻乱用の拡大を受け、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備等が行われたところであり、施行後の各法律違反に係る統計の変化に注目していく必要がある。

第2章 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-1表は、令和5年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

（令和5年）

罪 名	起訴人員	有前科者 の 人 員	前 科 の 処 分 内 容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰 金	
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予		
総 数	100,959	42,525	17,287	144	12,183	12,911	42.1
刑 法 犯	64,685	29,108	12,013	40	8,576	8,479	45.0
放 火	248	76	37	－	21	18	30.6
住 居 侵 入	2,072	905	360	4	261	280	43.7
不 同 意 わ い せ つ	1,400	448	150	3	111	184	32.0
不 同 意 性 交 等	653	185	64	－	62	59	28.3
贈 収 賄	95	10	3	－	2	5	10.5
殺 人	255	76	37	－	15	24	29.8
傷 害	5,770	2,266	781	1	621	863	39.3
暴 行	4,491	1,729	482	－	439	808	38.5
脅 迫	824	367	153	1	99	114	44.5
窃 盗	30,373	16,152	7,356	19	4,848	3,929	53.2
強 盗	620	234	117	－	80	37	37.7
詐 欺	7,296	2,590	1,074	7	904	605	35.5
恐 喝	448	178	87	－	57	34	39.7
横 領	1,389	520	160	－	188	172	37.4
暴力行為等処罰法	559	320	168	－	60	92	57.2
そ の 他	8,192	3,052	984	5	808	1,255	37.3
道交違反以外の特別法犯	36,274	13,417	5,274	104	3,607	4,432	37.0
公 職 選 挙 法	135	37	5	－	5	27	27.4
軽 犯 罪 法	986	309	47	－	73	189	31.3
風 営 適 正 化 法	615	216	35	－	48	133	35.1
銃 刀 法	845	384	140	－	87	157	45.4
売 春 防 止 法	182	52	8	－	17	27	28.6
児 童 福 祉 法	76	21	4	－	4	13	27.6
医薬品医療機器等法	102	17	4	－	6	7	16.7
大 麻 取 締 法	3,748	1,122	299	7	547	269	29.9
麻 薬 取 締 法	1,070	294	99	1	140	54	27.5
覚 醒 剤 取 締 法	6,610	4,998	3,497	88	1,195	218	75.6
毒 劇 法	107	89	54	－	14	21	83.2
そ の 他	21,798	5,878	1,082	8	1,471	3,317	27.0

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。

3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。

4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。

6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。

7 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2表は、令和5年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であった者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、5,647人（前年比394人増）であり、保釈中の犯行により起訴された者の人員は、145人（同17人増）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和5年）

罪 名		犯 行 時 の 身 上								
		全部執行猶予中			一部執行猶予中			仮 釈 放 中		保釈中
総 数		5,647	(13.3)	751	404	(1.0)	394	545	(1.3)	145
刑 法 犯		4,193	(14.4)	560	127	(0.4)	120	389	(1.3)	96
放 火		10	(13.2)	1	—		—	—		—
住 居 侵 入		119	(13.1)	17	5	(0.6)	5	10	(1.1)	2
不 同 意 わ い せ つ		39	(8.7)	14	4	(0.9)	3	5	(1.1)	1
不 同 意 性 交 等		22	(11.9)	2	4	(2.2)	4	2	(1.1)	—
贈 収 賄		—		—	—		—	—		—
殺 人		5	(6.6)	—	—		—	1	(1.3)	—
傷 害		207	(9.1)	25	10	(0.4)	10	10	(0.4)	3
暴 行		112	(6.5)	16	2	(0.1)	2	7	(0.4)	3
脅 迫		35	(9.5)	5	4	(1.1)	4	3	(0.8)	1
窃 盗		2,748	(17.0)	372	68	(0.4)	64	288	(1.8)	64
強 盗		42	(17.9)	4	2	(0.9)	2	5	(2.1)	1
詐 欺		419	(16.2)	49	10	(0.4)	10	33	(1.3)	5
恐 喝		37	(20.8)	3	1	(0.6)	1	5	(2.8)	—
横 領		78	(15.0)	8	2	(0.4)	1	4	(0.8)	—
暴力行為等処罰法		35	(10.9)	4	1	(0.3)	1	—		1
そ の 他		285	(9.3)	40	14	(0.5)	13	16	(0.5)	15
道交違反以外の特別法犯		1,454	(10.8)	191	277	(2.1)	274	156	(1.2)	49
公 職 選 挙 法		—		—	—		—	—		—
軽 犯 罪 法		16	(5.2)	4	2	(0.6)	1	—		—
風 営 適 正 化 法		18	(8.3)	1	—		—	1	(0.5)	—
銃 刀 法		20	(5.2)	5	2	(0.5)	2	1	(0.3)	—
売 春 防 止 法		3	(5.8)	—	—		—	1	(1.9)	1
児 童 福 祉 法		3	(14.3)	1	—		—	—		—
医薬品医療機器等法		1	(5.9)	—	—		—	—		—
大 麻 取 締 法		242	(21.6)	19	16	(1.4)	16	10	(0.9)	5
麻 薬 取 締 法		99	(33.7)	12	2	(0.7)	2	3	(1.0)	2
覚 醒 剤 取 締 法		591	(11.8)	79	243	(4.9)	241	121	(2.4)	32
毒 劇 法		8	(9.0)	1	2	(2.2)	2	—		—
そ の 他		453	(7.7)	69	10	(0.2)	10	19	(0.3)	9

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。

3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

4 () 内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であった者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたところ、19年から減少に転じ、令和5年は2,773人（前年比27人減）であったが、全部執行猶予取消人員の93.9%を占めている（CD-ROM 参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、10.1%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

(平成26年～令和5年)

年次	全部執行 猶予の 言渡人員			全部執行 猶予の 取消人員	取 消 事 由						D A (%)	E B (%)	F C (%)
	保 護 観 察 付 (B)	単 純 執行猶予 (C)	再 犯				余 罪	遵守事項 違 反	その他				
			保 護 観 察 中		その他								
			(E)			(F)							
26年	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1	
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2	
28	33,975	3,023	30,952	4,346	696	3,397	162	73	18	12.8	23.0	11.0	
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9	
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7	
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2	
2	29,858	2,086	27,772	3,458	494	2,768	121	68	7	11.6	23.7	10.0	
3	29,531	1,967	27,564	3,357	451	2,731	117	49	9	11.4	22.9	9.9	
4	26,650	1,661	24,989	2,949	436	2,364	99	45	5	11.1	26.2	9.5	
5	27,451	1,677	25,774	2,952	372	2,401	122	52	5	10.8	22.2	9.3	

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和5年に同猶予を取り消された者は、281人（前年比77人減）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、198人（同91人減。うち保護観察中の者は190人（同85人減））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、9人（同7人増）であった（検察統計年報による。）。

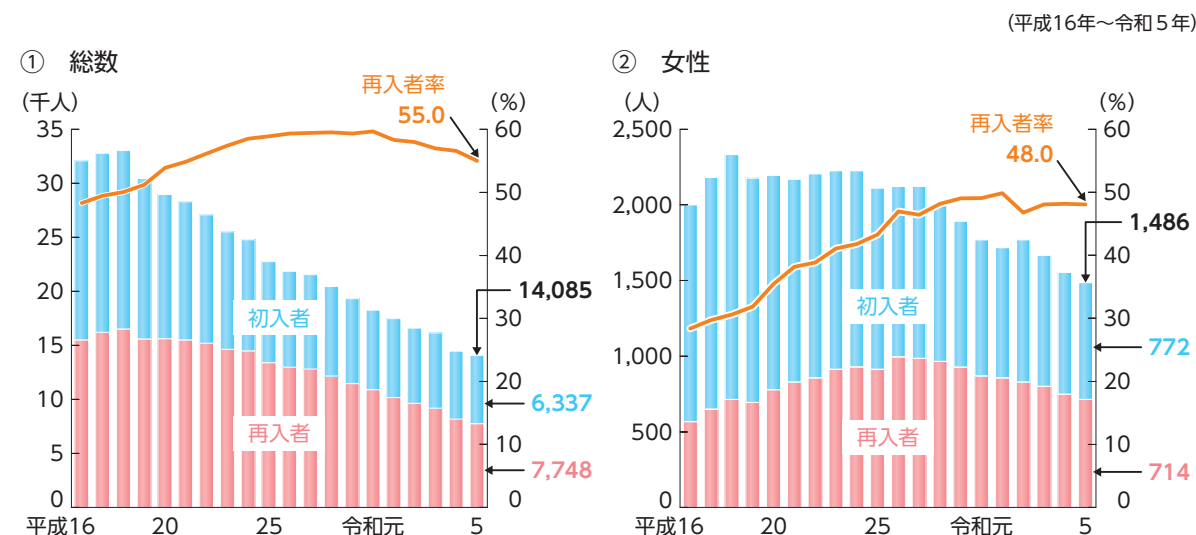
第3章 矯正

1 再入者

5-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び**再入者率**（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和5年は7,748人（前年比5.3%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続けた後、低下傾向にあり、令和5年は55.0%（同1.6pt低下）であった（CD-ROM 参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は一貫して減少し、令和5年は714人（前年比4.5%減）であった（CD-ROM 参照）。同年における再入者率は、48.0%（同0.1pt低下）であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM 資料**5-1**参照）。

5-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性）



注 矯正統計年報による。

5-3-2図は、令和5年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM 資料**5-2**参照）。

5-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）

	1度	2度	3度	4度	5度以上
総数 (14,085)	45.0	15.1	10.2	7.5	22.2
男性 (12,599)	44.2	14.8	10.1	7.4	23.5
女性 (1,486)	52.0	17.7	11.2	7.9	11.2

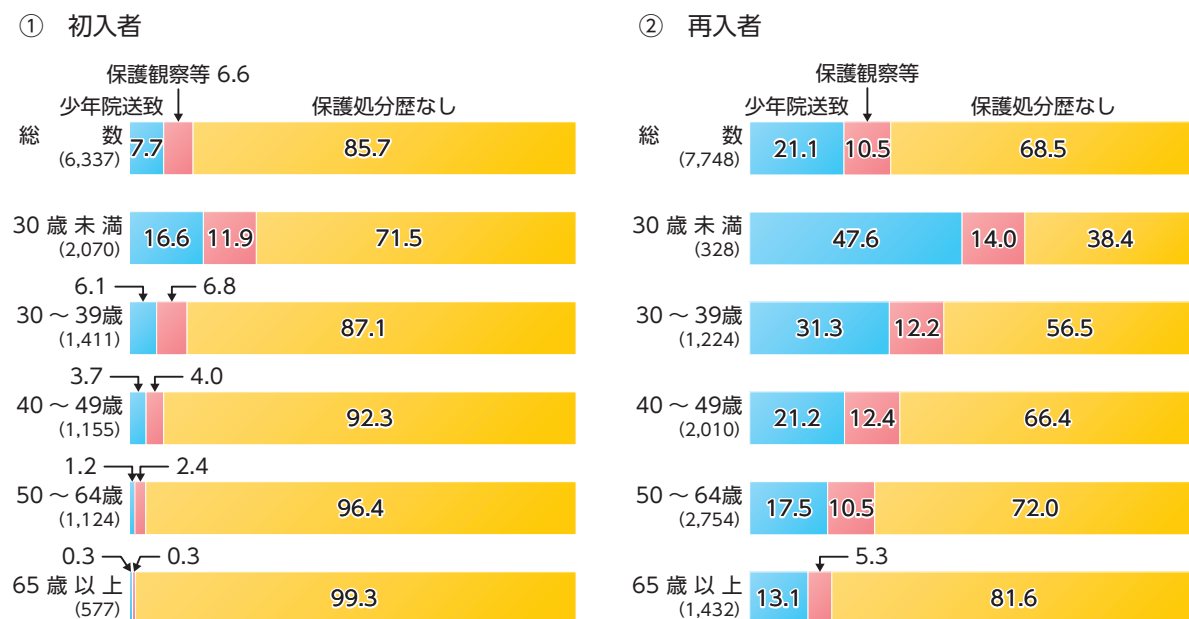
注 1 矯正統計年報による。

2 () 内は、実人員である。

5-3-3図は、令和5年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別にみるとともに、これを年齢層別に見たものである。

■ 5-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別、年齢層別）

(令和5年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。
3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
5 () 内は、実人員である。

5-3-4図は、令和5年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

■ 5-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

(令和5年)



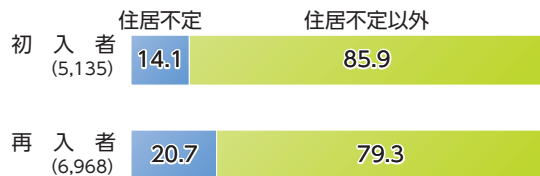
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 犯行時の就労状況による。
3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
5 () 内は、実人員である。

5-3-5図は、令和5年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

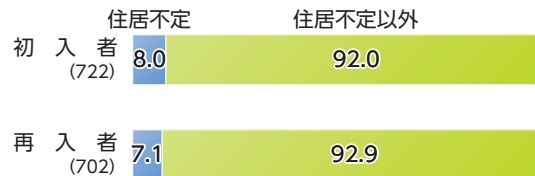
5-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

(令和5年)

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

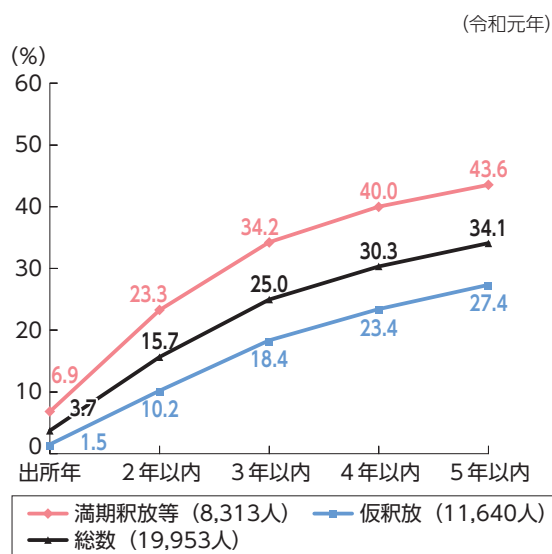
2 出所受刑者の再入所状況

この項では、出所受刑者（平成27年以前は、満期釈放又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。また、**2年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

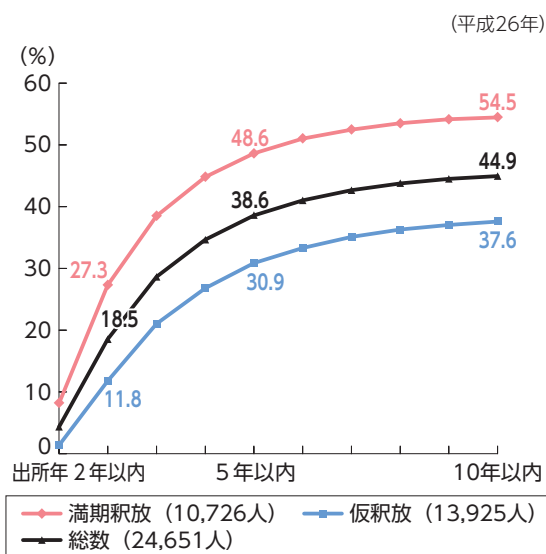
5-3-6図は、令和元年及び平成26年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が高い。また、令和元年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は15.7%、5年以内再入率は34.1%と、3割を超える者が5年以内に再入所し、そのうち約半数の者が2年以内に再入所している。平成26年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では54.5%、仮釈放者では37.6%であるが、そのうち5年以内に再入所した者が、10年以内に再入所した者のそれぞれ約9割、約8割を占めている。

5-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

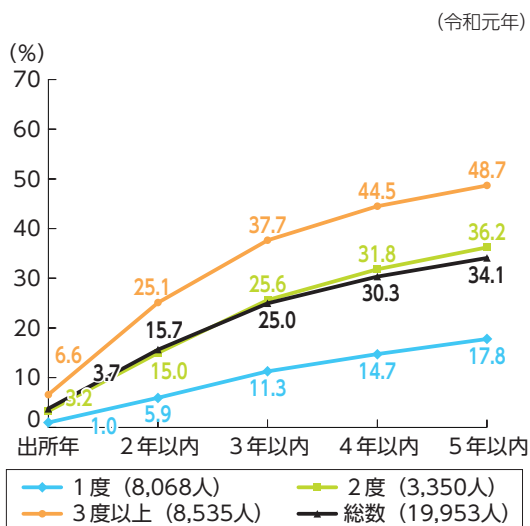
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「再入率」は、①では令和元年の、②では平成26年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和5年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

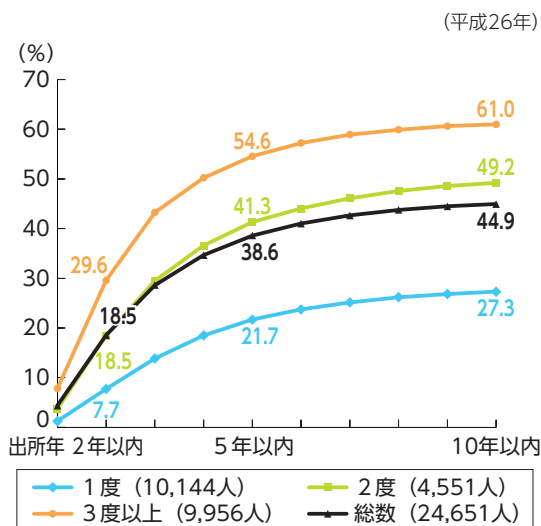
5-3-7図は、令和元年及び平成26年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差が顕著である。

5-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

① 5年以内



② 10年以内



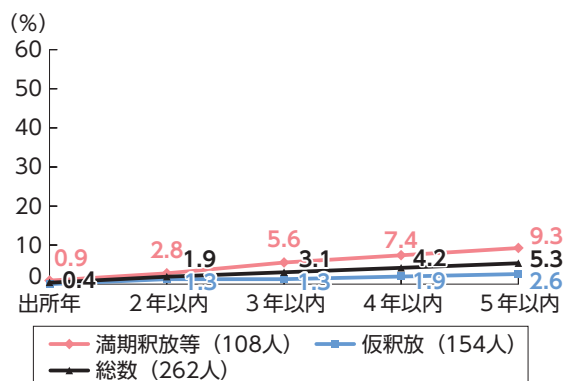
注 5-3-6図の脚注に同じ。

5-3-8図は、令和元年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等、仮釈放者共に、窃盗、覚醒剤取締法違反、傷害・暴行、詐欺、強盗、不同意性交等・不同意わいせつの順に5年以内再入率が高い。

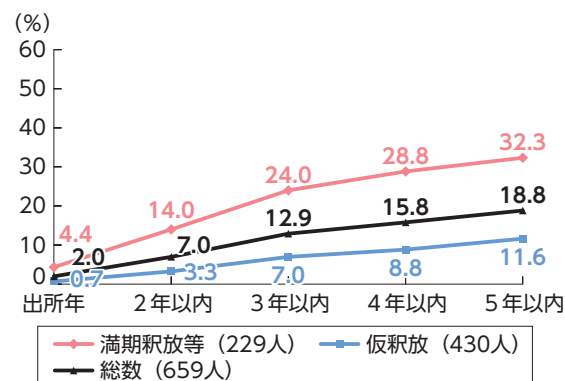
5-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

（令和元年）

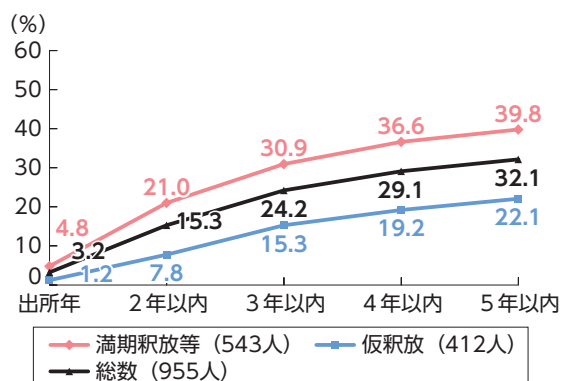
① 殺人



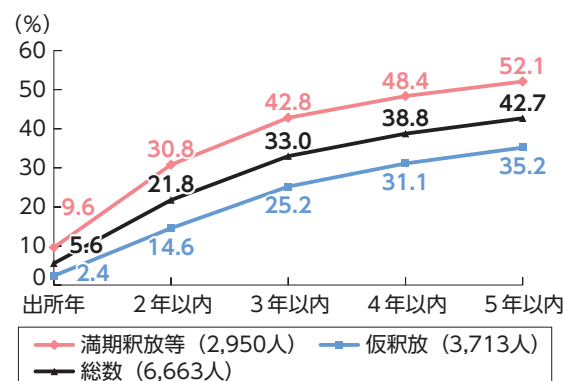
② 強盗



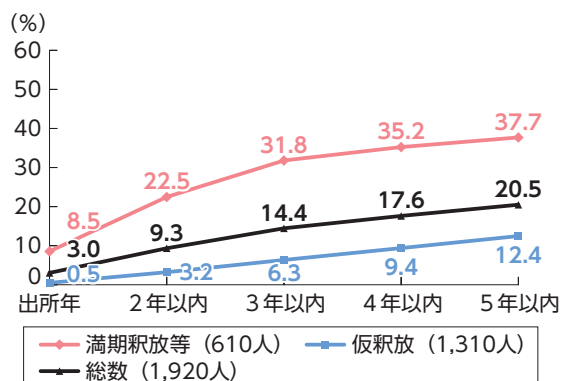
③ 傷害・暴行



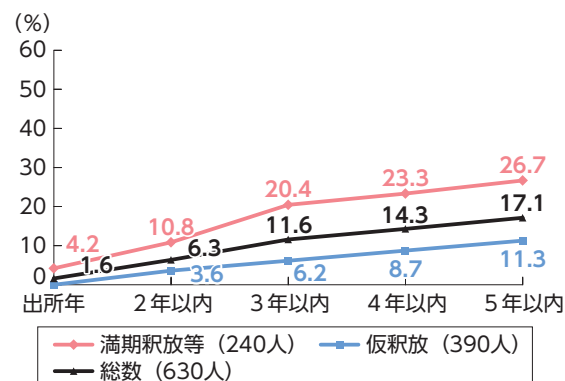
④ 窃盗



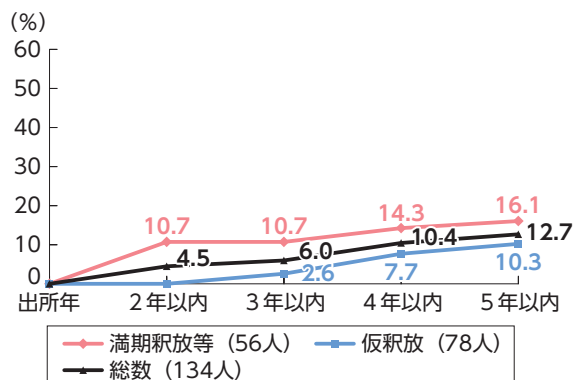
⑤ 詐欺



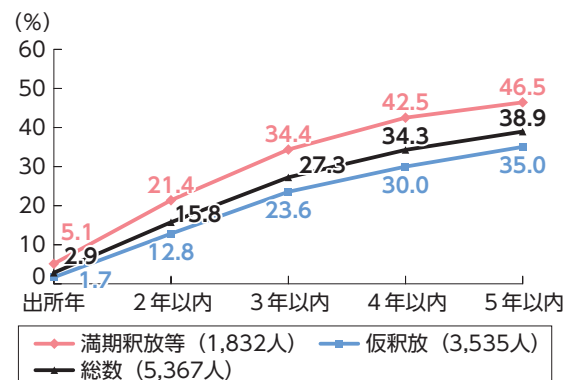
⑥ 不同意性交等・不同意わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



注 1 5-3-6図の脚注1及び2に同じ。

2 「再入率」は、令和元年の出所受刑者の人員に占める、同年から5年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

3 殺人及び不同意性交等・不同意わいせつについては、令和元年に仮釈放により出所した者のうち、同年末までに再入所した者はいなかった。また、放火については、元年に満期釈放等により出所した者のうち、同年末までに再入所した者はおらず、同年に仮釈放により出所した者のうち、2年末までに再入所した者はいなかった。

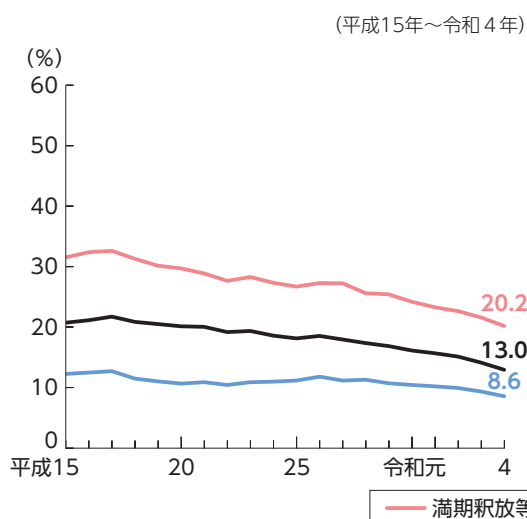
3 出所受刑者の再入率の推移

5-3-9図①は、平成15年から令和4年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の2年以内再入率は、平成11年に23.4%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年に15.7%と初めて16%を下回り、4年は13.0%（前年比1.2pt低下）であった。満期釈放者等も、平成11年に33.9%を記録した後、低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、令和4年は20.2%（同1.4pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、平成23年以降わずかながら上昇し、25年から28年までは11%台で推移していたが、29年から低下し続け、令和4年は8.6%（同0.8pt低下）であった。4年の出所受刑者の2年以内再入率を、平成15年の出所受刑者と比べると、総数では7.8pt、満期釈放者等では11.4pt、仮釈放者では3.7pt、いずれも低下している。なお、令和4年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,188人であり、そのうち2年以内再入者は82人であった（CD-ROM参照）。

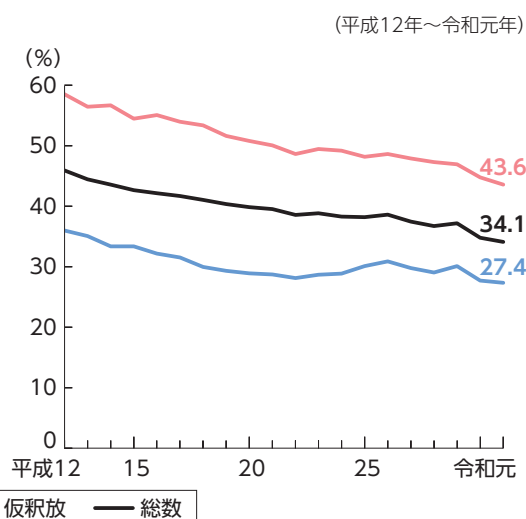
5-3-9図②は、平成12年から令和元年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。元年の出所受刑者の5年以内再入率は、平成12年の出所受刑者と比べ、総数では11.8pt、満期釈放者等では15.0pt、仮釈放者では8.6pt、いずれも低下している。

5-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

① 2年以内



② 5年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-3-10図は、平成15年から令和4年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成15年以降緩やかに低下しており、令和4年は13.2%と、平成15年と比べて8.1pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に15年以降で最も高い14.4%を記録したものの、令和4年は10.8%と、平成21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて3.4pt低下しており、出所年によって変動がある。

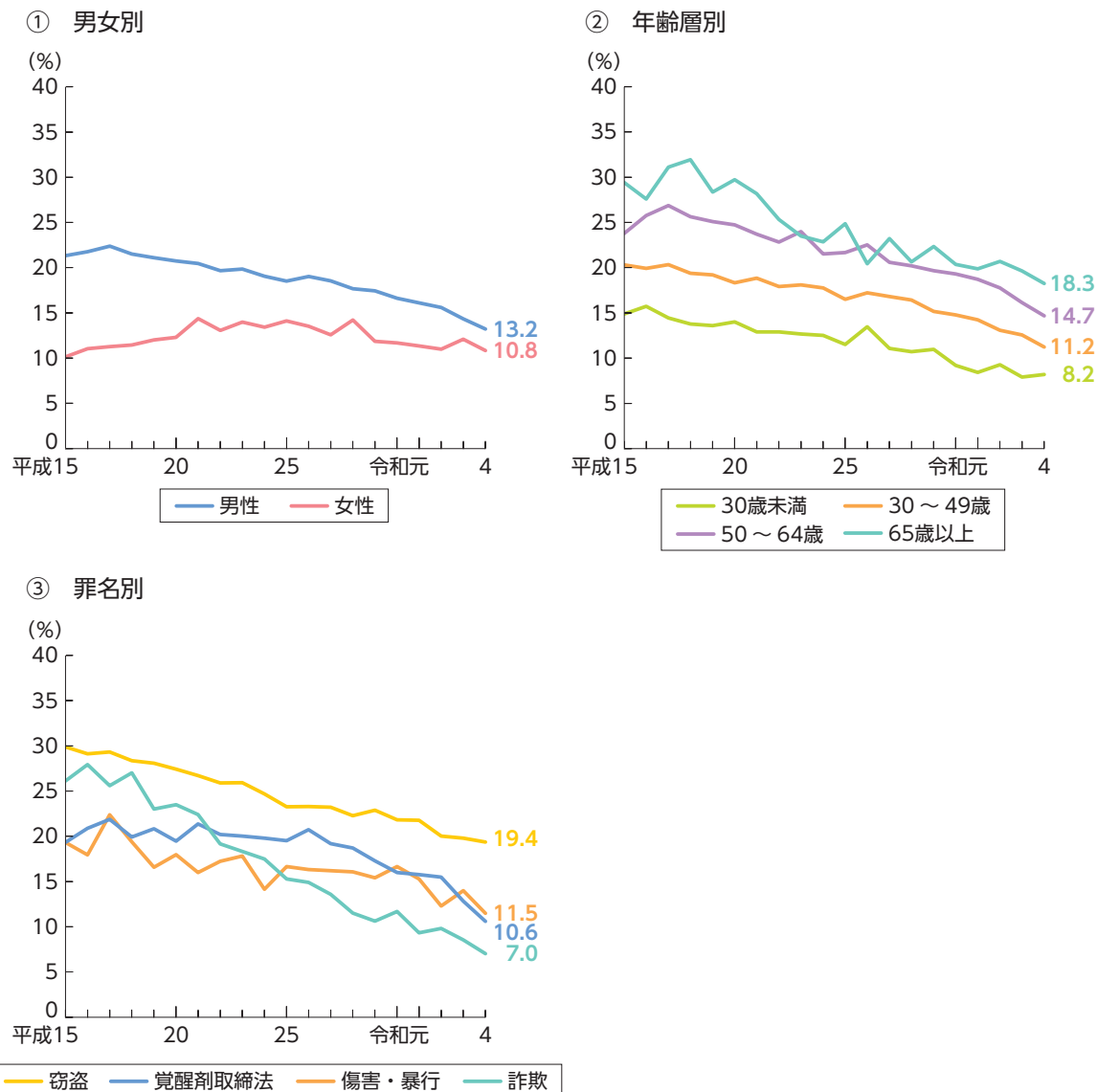
年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満が一貫して最も低い。50～64歳及び65歳以上は、30歳未満及び30～49歳と比べると一貫して高いものの、65歳以上は、出所年によって変動が大きく、令和4年は18.3%と、前年と比べて1.4pt、平成15年と比べて11.1pt、それぞれ低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、平成15年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低

下傾向にあり、令和4年は19.4%と、平成15年と比べて10.5pt低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20%前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和4年は10.6%と、前年と比べて2.2pt、平成15年と比べて8.7pt、それぞれ低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きく、令和4年は11.5%と、平成15年と比べて7.8pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があるものの、おおむね低下傾向にあり、令和4年は7.0%と、平成15年と比べて19.1pt低下している。

■ 5-3-10図 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

(平成15年～令和4年)



注 1 5-3-9図の脚注1及び2に同じ。

2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

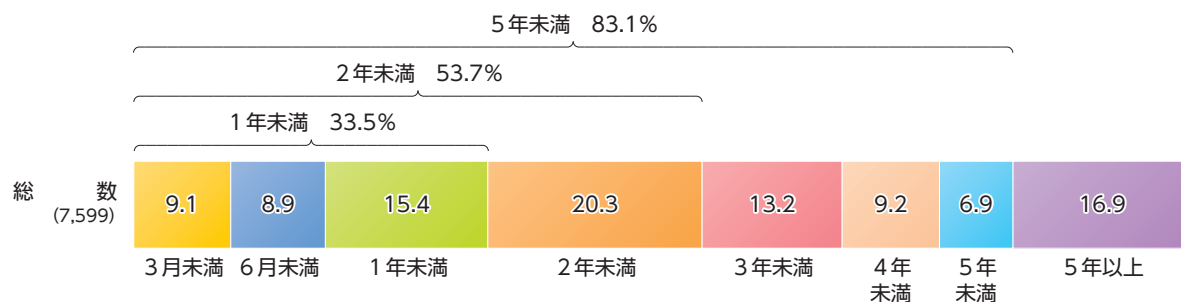
4 再入者の再犯期間

5-3-11図は、令和5年の入所受刑者のうち、再入者の**再犯期間**（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は33.5%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.1%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は294人、実刑部分の刑期終了により出所した者は94人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ66人（22.4%）、30人（31.9%）であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM 資料**5-3**参照。

5-3-11図 再入者の再犯期間別構成比

（令和5年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 () 内は、実人員である。

第4章 保護観察

1 保護観察開始人員中の有前科者

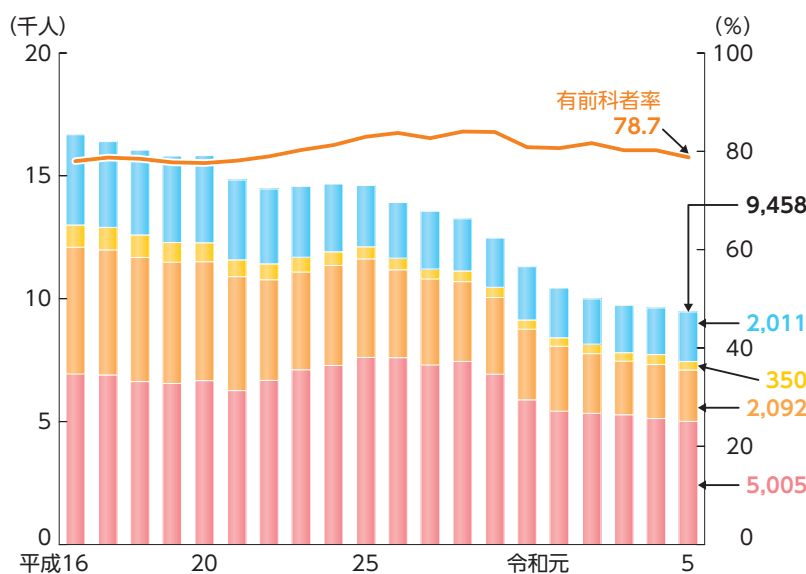
平成16年から令和5年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者の別に、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移を見ると、5-4-1図のとおりである。

5-4-1図 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

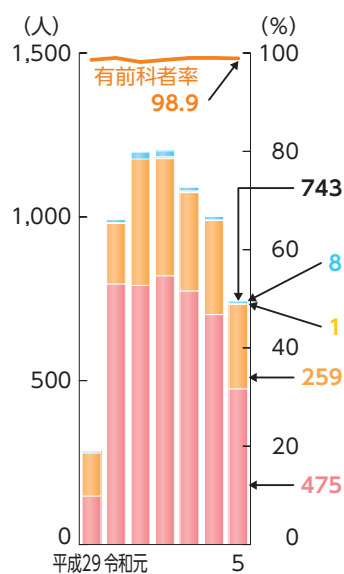
（平成16年～令和5年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

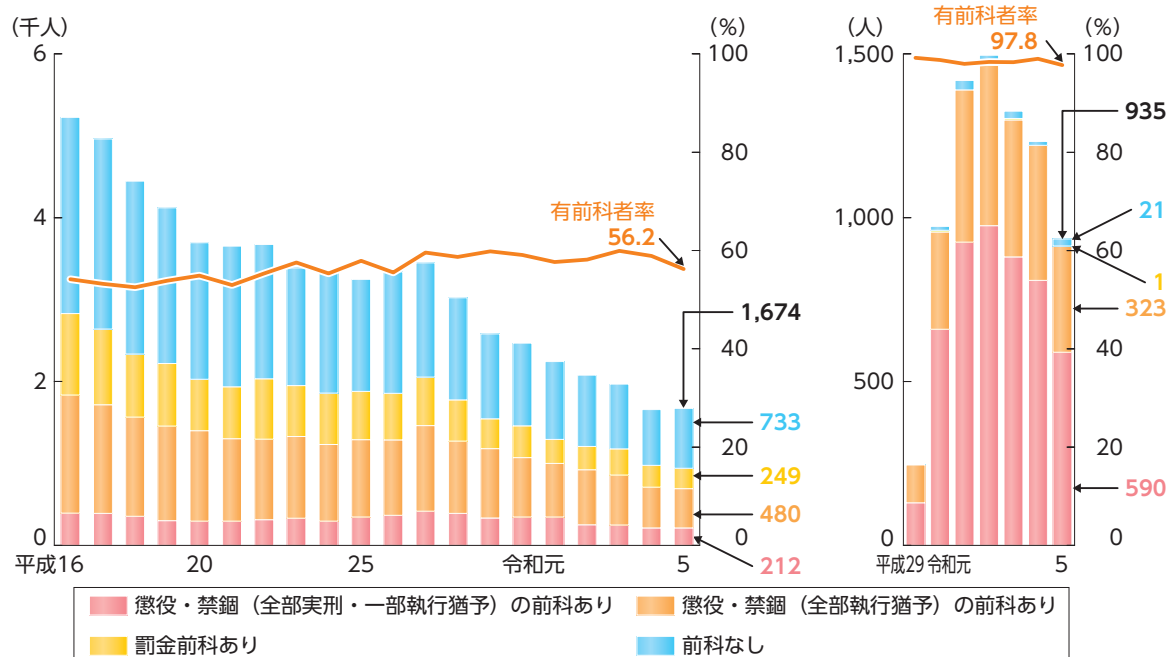


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）



■ 懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり
 ■ 懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
 ■ 罰金前科あり
 ■ 前科なし

② 保護観察付全部・一部執行猶予者
ア 保護観察付全部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

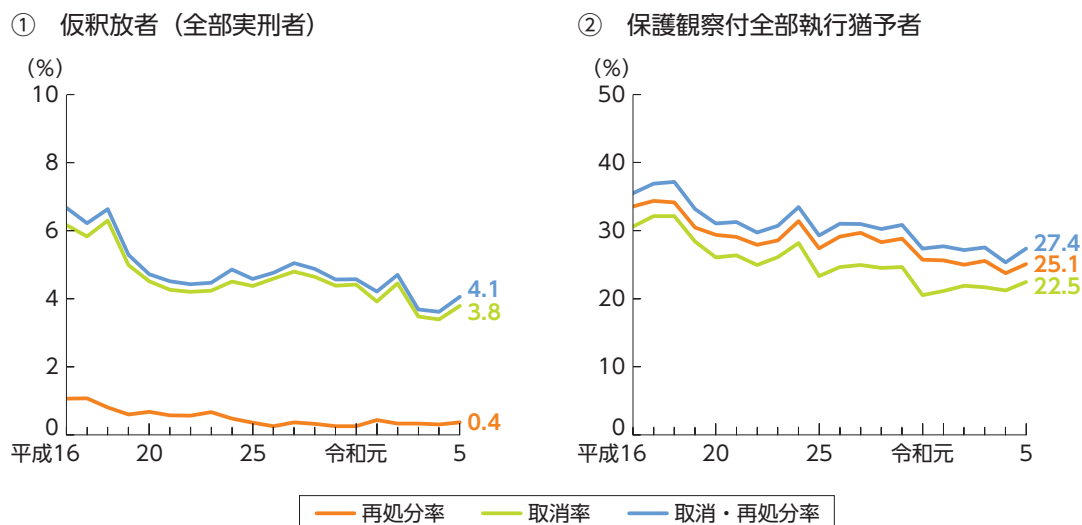
平成16年から令和5年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、5-4-2図のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）、保護観察付全部執行猶予者共に、平成15年以降低下傾向にある（CD-ROM 参照）。仮釈放者（全部実刑者）の取消率は、20年に4.5%に低下した後、3～4%台で推移しており、令和5年は3.8%であった。保護観察付全部執行猶予者の取消率は、平成30年に20.5%に低下した後、21%台で推移していたが、令和5年は22.5%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和5年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）の取消率は2.9%であり、保護観察付一部執行猶予者の取消率は20.7%であった（CD-ROM 参照）。

5-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

(平成16年～令和5年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。

3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、5-4-3図のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、おおむね男性の方が高く、令和5年は男性が4.1%、女性が4.0%であった。年齢層別に見ると、近年いずれも同程度の水準で推移していたが、4年に30歳未満が平成10年以降で初めて3%を下回り、令和5年は2.8%であった。また、罪名別に見ると、窃盗は、近年7%前後で推移していたが、3年に6%を下回り、5年は5.7%であった。覚醒剤取締法違反は、近年4%前後で推移しており、5年は4.3%であった。

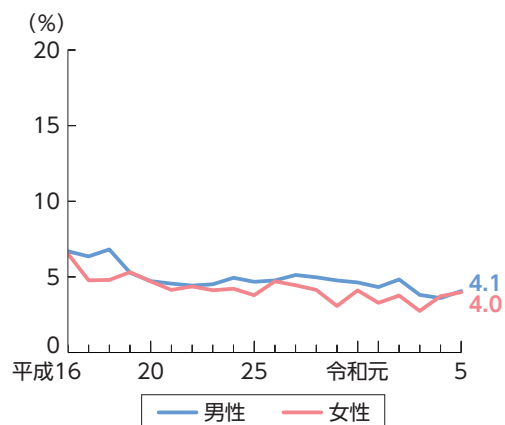
保護観察付全部執行猶予者は、男女別に見ると、近年おおむね同程度の水準で推移しており、令和5年は男性が27.5%、女性が26.7%であった（保護観察付一部執行猶予者について見ると、5年は男性が25.3%、女性が18.5%であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の取消・再処分率が一貫して高い。

5-4-3 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、罪名別、就労状況別）

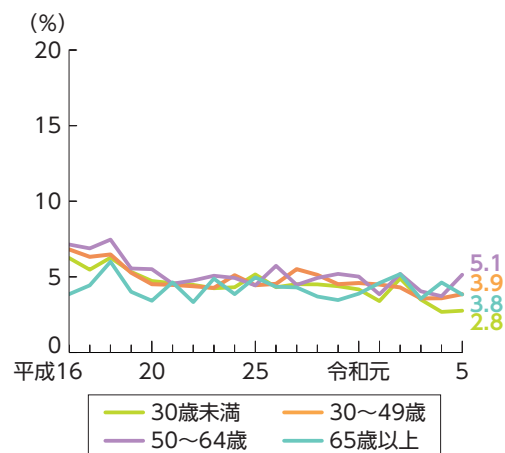
（平成16年～令和5年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

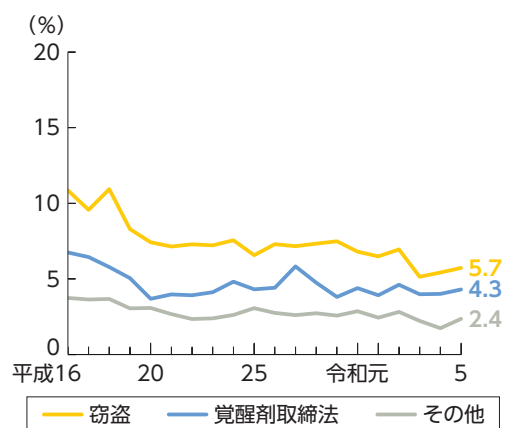
ア 男女別



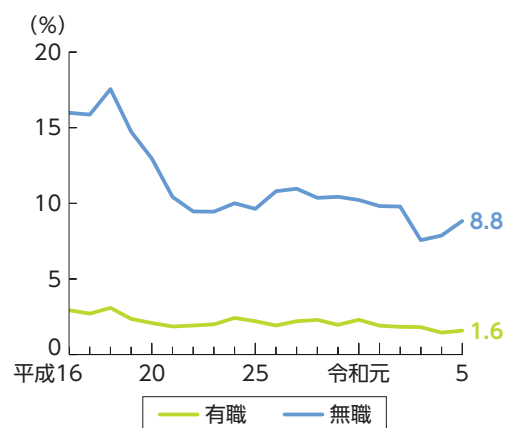
イ 年齢層別



ウ 罪名別

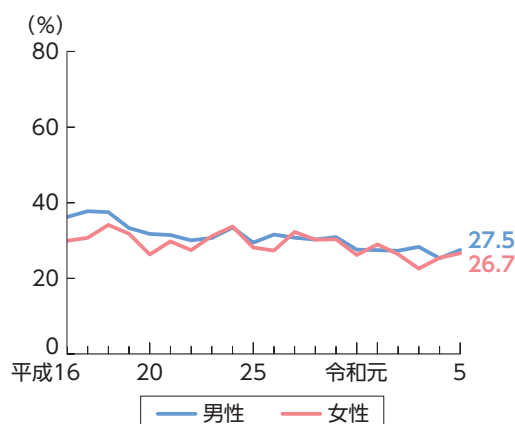


エ 就労状況別

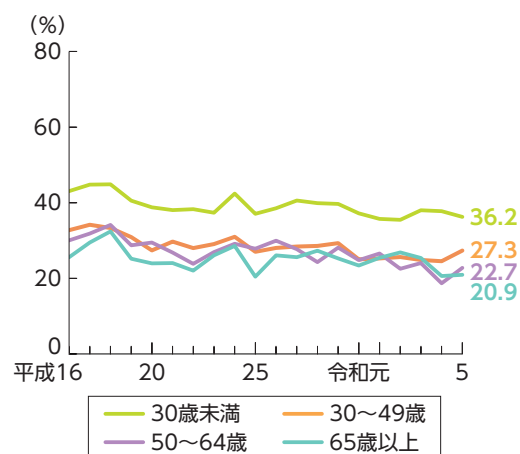


② 保護観察付全部執行猶予者

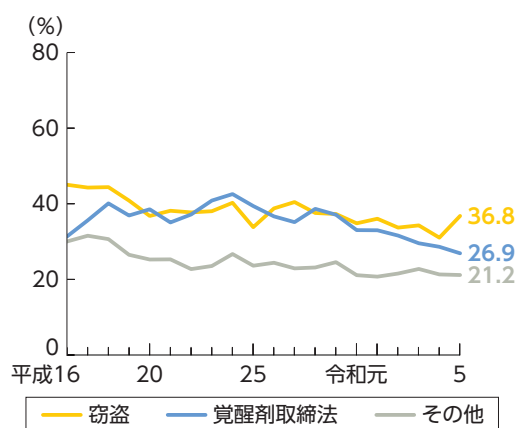
ア 男女別



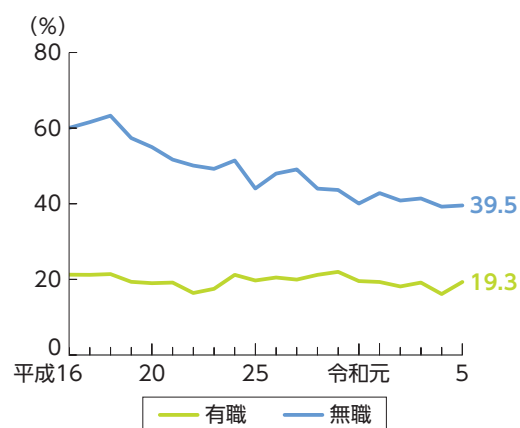
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。

3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。

4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

5-4-4表は、平成26年から令和5年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成26年から30年の各年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察が開始された日から5年以内に仮釈放又は刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された者の比率は、それぞれ4%台、24～25%台であった。

5-4-4表 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

(平成26年～令和5年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											B A (%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計 (B)	
26年	13,925	402	189	23	7	4	1	...	...	...	...	626	4.5
27	13,570	...	445	176	11	6	—	2	...	...	...	640	4.7
28	13,260	...	...	416	172	12	3	1	—	...	...	604	4.6
29	12,477	...	...	...	364	148	13	5	3	1	...	534	4.3
30	11,307	...	...	...	...	341	136	11	1	—	—	489	4.3
元	10,442	...	...	...	...	...	267	152	10	2	3	[434]	[4.2]
2	9,994	...	...	...	...	...	...	281	116	9	2	[408]	[4.1]
3	9,740	...	...	...	...	...	...	...	211	97	11	[319]	[3.3]
4	9,635	...	...	...	...	...	...	...	...	223	103	[326]	[3.4]
5	9,468	...	...	...	...	...	...	...	...	...	241	[241]	[2.5]

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											B A (%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計 (B)	
28年	—	...	...	—	—	—	—	—	—	...	...	—	...
29	283	...	...	...	3	1	—	—	—	—	...	4	1.4
30	992	...	...	...	...	20	9	—	—	1	—	30	3.0
元	1,198	...	...	...	...	...	16	9	—	—	2	[27]	[2.3]
2	1,201	...	...	...	...	...	...	29	8	1	—	[38]	[3.2]
3	1,090	...	...	...	...	...	...	...	20	8	—	[28]	[2.6]
4	1,001	...	...	...	...	...	...	...	...	13	6	[19]	[1.9]
5	743	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16	[16]	[2.2]

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											B A (%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計 (B)	
26年	3,348	103	320	200	148	37	13	...	...	...	...	821	24.5
27	3,460	...	112	331	232	130	53	14	...	...	...	872	25.2
28	3,034	...	...	106	303	198	116	51	5	...	...	779	25.7
29	2,595	...	...	...	70	236	159	115	46	15	...	641	24.7
30	2,481	...	...	...	...	66	232	170	110	46	14	638	25.7
元	2,248	...	...	...	...	...	69	181	141	84	34	[509]	[22.6]
2	2,088	...	...	...	...	...	...	48	172	153	68	[441]	[21.1]
3	1,976	...	...	...	...	...	...	...	51	161	140	[352]	[17.8]
4	1,660	...	...	...	...	...	...	...	...	33	153	[186]	[11.2]
5	1,682	...	...	...	...	...	...	...	...	...	47	[47]	[2.8]

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											B A (%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計 (B)	
28年	—	...	...	—	—	—	—	—	—	...	...	—	...
29	248	...	...	...	—	34	25	—	—	—	...	59	23.8
30	974	...	...	...	...	24	141	113	9	—	—	287	29.5
元	1,419	...	...	...	...	...	46	163	148	12	1	[370]	[26.1]
2	1,496	...	...	...	...	...	...	45	186	136	7	[374]	[25.0]
3	1,325	...	...	...	...	...	...	...	46	157	123	[326]	[24.6]
4	1,233	...	...	...	...	...	...	...	...	32	112	[144]	[11.7]
5	935	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17	[17]	[1.8]

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[] 内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。

3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。

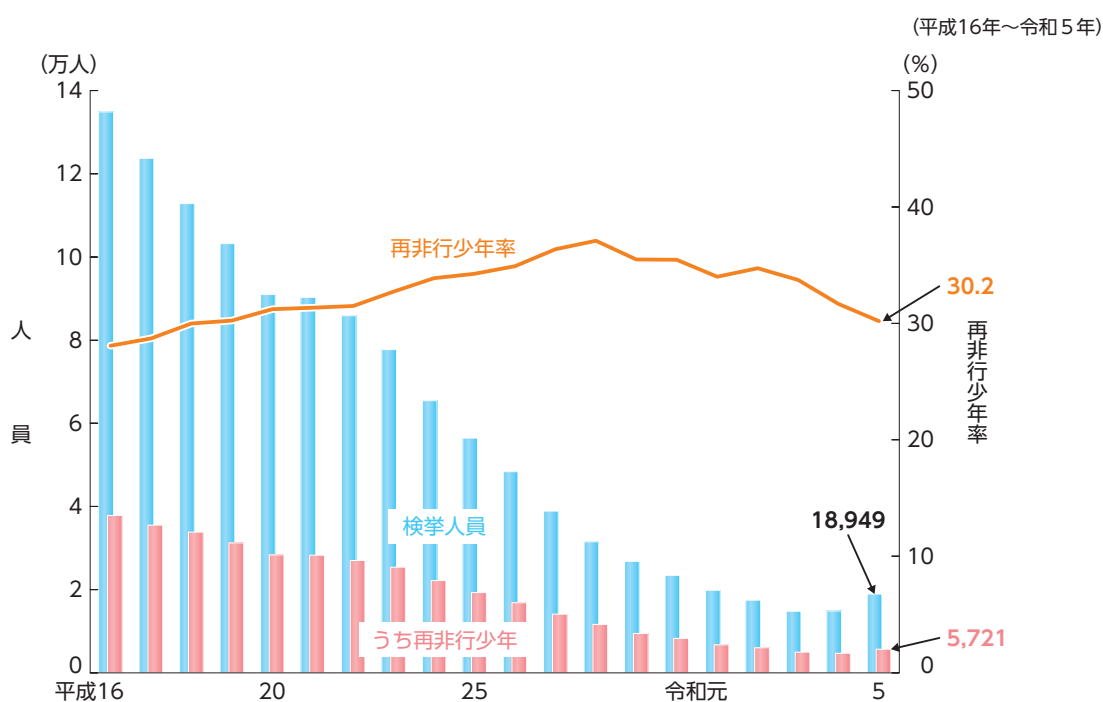
4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

第5章 少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び**再非行少年率**（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**5-5-1図**のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあり、16年以降は毎年減少していたところ、令和5年は5,721人（前年比21.3%増）であった。再非行少年率は、平成10年から28年まで上昇し続けた後、29年以降は低下傾向にあり、令和5年は30.2%（同1.5pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 触法少年の補導人員を含まない。
4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

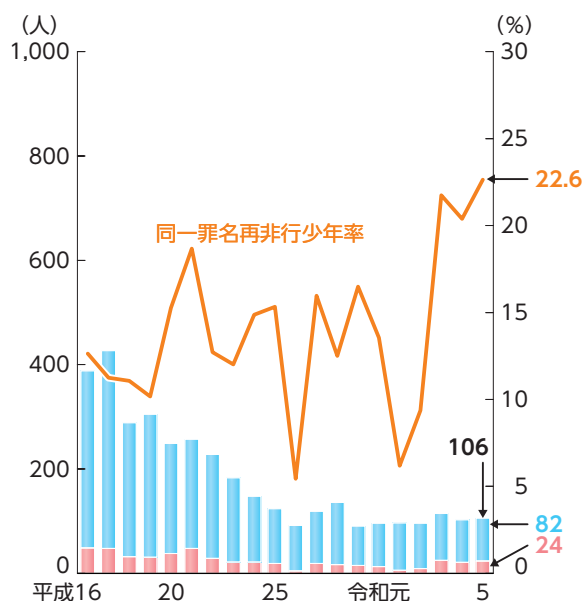
5-5-2図①は、20歳未満の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成21年に18.7%を記録した後、増減を繰り返しており、令和5年は前年比で2.3pt上昇した22.6%であった。

5-5-2図②は、20歳未満の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成21年までおおむね上昇傾向にあった後、24年まで低下し、その後は再び上昇傾向となったが、令和5年は前年比で2.2pt低下した11.5%（同一罪名再非行少年の検挙人員は前年比12.0%増）であった。

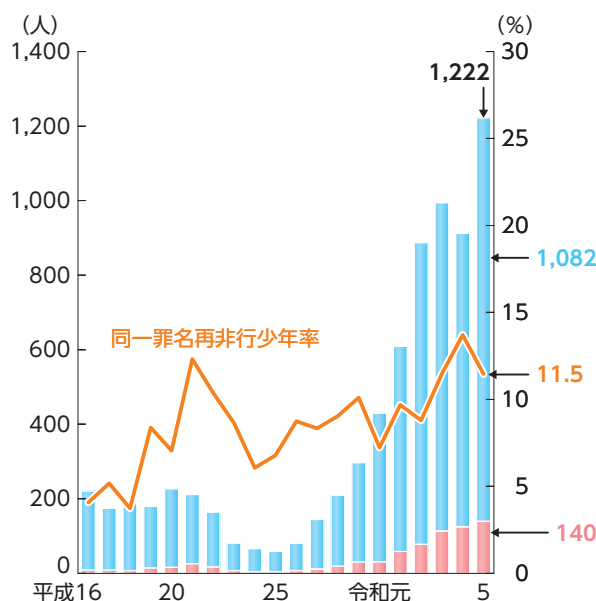
5-5-2図 薬物犯罪 20歳未満の検挙人員中の同一罪名再非行少年の人員等の推移

（平成16年～令和5年）

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



■ 同一罪名再非行少年 ■ 同一罪名検挙歴なし

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 ①の「同一罪名再非行少年」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。
 4 ②の「同一罪名再非行少年」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。

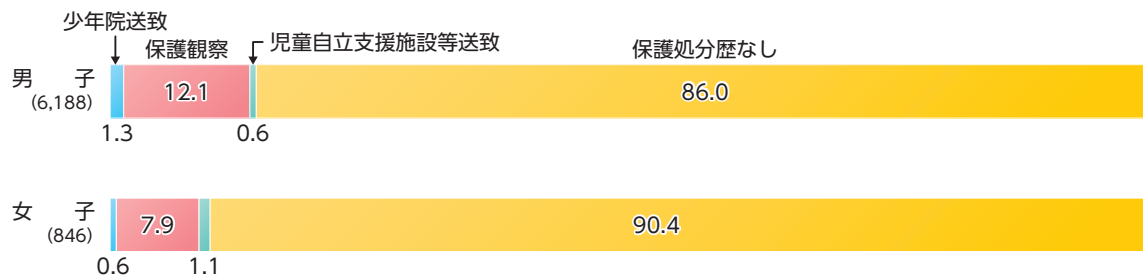
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和5年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、5-5-3図のとおりである。

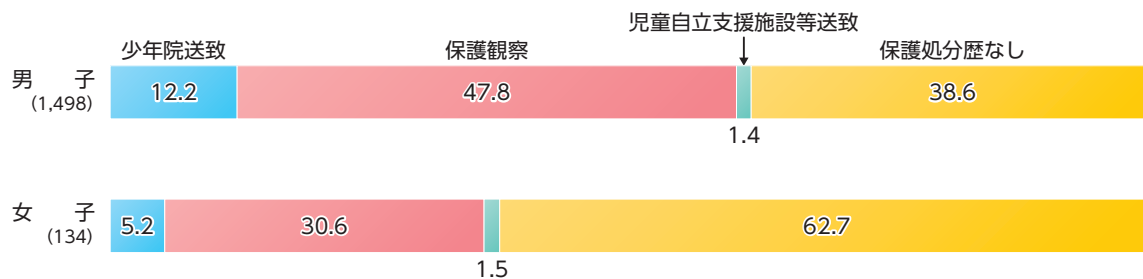
5-5-3図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和5年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

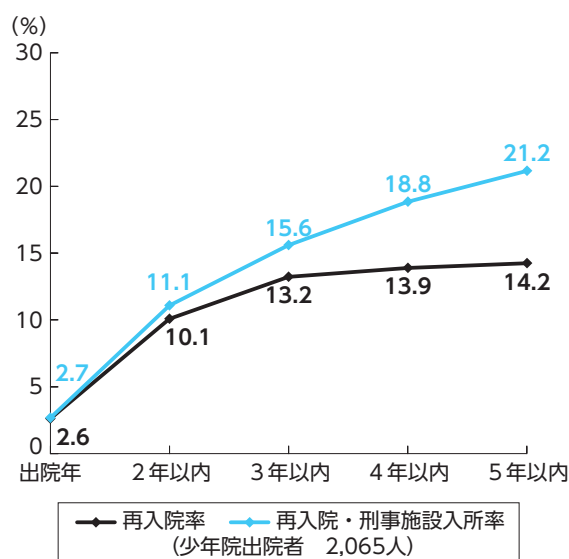
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-4図は、令和元年の少年院出院者について、5年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では10.1%、5年以内では14.2%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、20歳に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では11.1%であるが、その後も上昇しており、5年以内では21.2%であった。

5-5-4図 少年院出院者5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(令和元年)



- 注 1 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 「再入院率」は、令和元年の少年院出院者の人員に占める、同年から5年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
- 3 「再入院・刑事施設入所率」は、令和元年の少年院出院者の人員に占める、同年から5年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

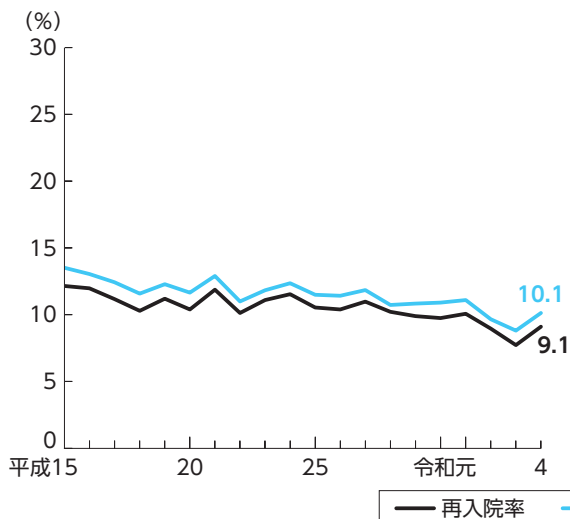
5-5-5図①は、平成15年から令和4年までの各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は7～12%台で、再入院・刑事施設入所率は8～13%台でそれぞれ推移している。なお、4年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が9.1%、10.2%、女子が8.7%、9.4%であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図②は、平成12年から令和元年までの各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は13～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～24%台でそれぞれ推移している。なお、元年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が14.4%、21.8%、女子が12.2%、14.0%であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移

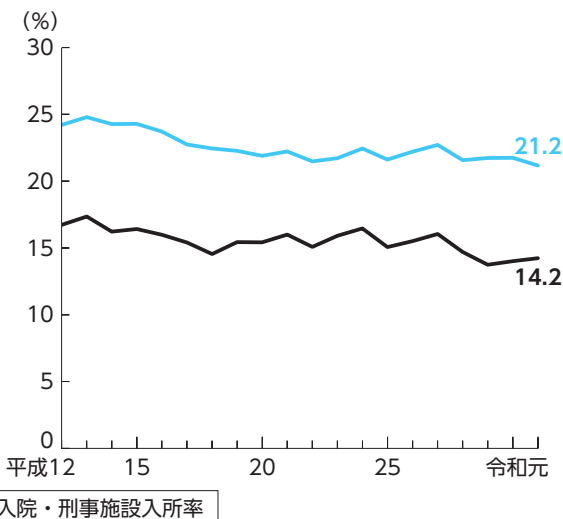
① 2年以内

(平成15年～令和4年)



② 5年以内

(平成12年～令和元年)



注 1 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再入院率」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-5-6表は、平成26年から令和5年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～20％台で推移しており、5年は20.1％（前年比2.3pt上昇）であった。また、少年院仮退院者の再処分率は、16～22％台で推移しており、5年は21.1％（同4.4pt上昇）であった。

5-5-6表 保護観察対象少年の再処分率の推移

(平成26年～令和5年)

① 保護観察処分少年

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
26年	13,782	16.4	0.2	…	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	…	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,556	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.6	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2
3	7,570	16.1	0.2	—	0.9	0.4	0.9	7.3	6.3	0.2
4	6,566	17.8	0.3	0.0	1.0	0.3	0.8	8.5	6.7	0.2
5	5,905	20.1	0.4	0.1	1.0	0.3	0.8	10.0	7.3	0.3

② 少年院仮退院者

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
26年	3,312	20.8	0.3	…	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	—
27	3,250	20.4	0.1	…	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	—	—	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	—
4	1,677	16.8	0.2	—	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1

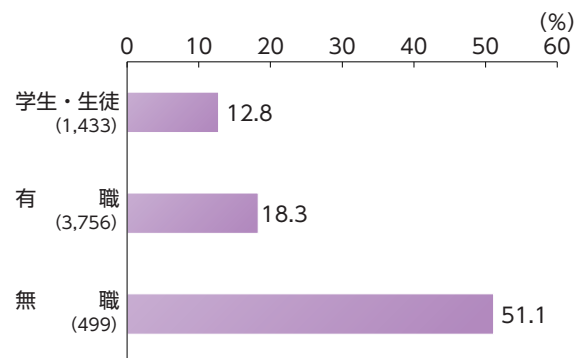
- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（車両の運転による刑法第211条の罪を含む。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和5年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、**5-5-7図**のとおりである。保護観察処分少年は、無職（51.1%）が最も高く、次いで、有職（18.3%）、学生・生徒（12.8%）の順であった。少年院仮退院者も、無職（31.5%）が最も高く、次いで、有職（18.4%）、学生・生徒（13.9%）の順であった。

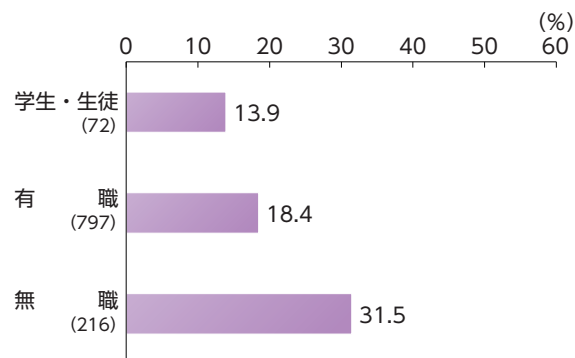
5-5-7図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

（令和5年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は、実人員である。